

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名	山梨県		
高校入試 担当部署名	山梨県教育庁高校改革・特別支援教育課 (高校改革担当:高野 泰仁)		
TEL	055-223-1767	FAX	055-223-1768
URL	https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/index.html		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	今澤 悌 (所属:甲府市立大國小学校)
--------	---------------------

<全国一覧掲載情報>

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A.外国人生徒		B.中国帰国生徒等		C.外国人生徒		D.中国帰国生徒等	
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
×	○	×	○	×	○	×	○
	②定員外		②定員外		②定員外		②定員外

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ

1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できる場所	山梨県外国人 인권ネットワーク「オアシス」 http://yamanashi-oasis.seesaa.net/
2.多言語による関連情報	やまなし子どもネット http://kodomonet.sakura.ne.jp/
3.その他	毎年、山梨県立大学及び有志で「高校進学ガイダンス」を行っています。例年山梨県立大学で行われていますが、今年はリモートで11月8日(日)に行います。(後援:山梨県教委、甲府市教委等)

I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	有
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		×	×
2-1が有(○印)の場合その名称			
2-2.滞日年数制限			
2-3.措置の内容			
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		帰国生徒等特別措置	帰国生徒等特別措置
3-2.滞日年数制限		日本における在学期間が7年以内	日本における在学期間が7年以内
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		25校 / 25校	25校 / 25校
3-4.学校名		生徒募集を行う全ての高校	生徒募集を行う全ての高校
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)	定員を超えて1学年の学級数まで可能	定員を超えて1学年の学級数まで可能
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		○	○
3-7.試験内容		学力検査は5教科の中から自己選択した3教科及び面接とする。ただし、日本語指導を特に必要とする生徒を対象にした教育課程を置く高校を受検する場合は、自己選択した2教科と日本語または英語による面接とする。	学力検査は5教科の中から自己選択した3教科及び面接とする。ただし、日本語指導を特に必要とする生徒を対象にした教育課程を置く高校を受検する場合は、自己選択した2教科と日本語または英語による面接とする。
備考		2020年 受検者数5名 合格者5名 県立高校についてのみ回答	2020年 受検者数1名 合格者1名 県立高校についてのみ回答

Ⅱ 定時制高校について

		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	無
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		×	×
2-1が有(○印)の場合その名称			
2-2.滞日年数制限			
2-3.措置の内容			
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		帰国生徒等特別措置	帰国生徒等特別措置
3-2.滞日年数制限		日本における在学期間が7年以内	日本における在学期間が7年以内
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		7校 / 7校	7校 / 7校
3-4.学校名		生徒募集を行う全ての高校	生徒募集を行う全ての高校
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)	定員を超えて1学年の学級数まで可能	定員を超えて1学年の学級数まで可能
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		○	○
3-7.試験内容		学力検査は5教科の中から自己選択した3教科及び面接とする。ただし、日本語指導を特に必要とする生徒を対象にした教育課程を置く高校を受検する場合は、自己選択した2教科と日本語または英語による面接とする。	学力検査は5教科の中から自己選択した3教科及び面接とする。ただし、日本語指導を特に必要とする生徒を対象にした教育課程を置く高校を受検する場合は、自己選択した2教科と日本語または英語による面接とする。
備考		2020年 受検者数2名 合格者2名 県立高校についてのみ回答	県立高校についてのみ回答

Ⅲ 高校入学後の状況

1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	有
2.有の場合、その施策の内容	日本語指導を特に必要とする生徒を対象にした教育課程を、笛吹高等学校普通科、都留興譲館高等学校普通科及び中央高等学校に置く。
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	無
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	無

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について

	↓ 記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	○	
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	①	
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	○	
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	①	
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在学期間を含むか否か	○	含む
4.外国人学校中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受験)希望があったか	×	